

## 環境未来都市募集要領

### 1. 趣旨

「環境未来都市」構想は、「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～（平成22年6月18日閣議決定）」において、「21世紀の日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト」の一つに位置付けられた施策である。

その目指すべき方向性は、本年2月に、「環境未来都市」構想有識者検討会により、「環境未来都市」構想のコンセプト中間取りまとめ（以下「コンセプト」という。）として整理されている。

#### （1）環境未来都市の募集の目的

「環境未来都市」構想とは、戦略的取組を行う環境未来都市を選定し、国が様々な支援を講ずることにより、環境、超高齢化対応等の面で、世界に類のない成功事例を創出するとともに、その成功事例を国内外に普及展開することを通じて、地域活性化や我が国全体の持続可能な経済社会構造の実現を目指すものである。

「環境未来都市」構想の基本コンセプトは、「環境・超高齢化対応等に向けた、人間中心の新たな価値を創造する都市」であり、「誰もが暮らしたいまち」、「誰もが活力あるまち」を実現し、人々の生活の質を向上させることが究極的な目的である。

そのため環境未来都市は、環境・社会・経済という3つの側面が一定以上の水準を満たし、かつ、よりイノベティブにこれら3つの側面から価値を、総合的かつ自律的に創造し続けるまちである必要がある。

これら価値創造の源泉は、不断に成功事例を創出することであり、環境未来都市は、そのための社会経済システムイノベーションを実践・実装する場としての性格を有することになる。

また、環境や超高齢化対応といった世界共通の課題を解決するためには、取組の開始から成功事例の普及展開に至るまでのあらゆる段階において、オープンソースイノベーションを前提にすべきであり、国内外に広く開かれた形での知のネットワーク化を進めることが重要である。

これらを実現するために、環境未来都市においては、パワフルなスピード感のある執行体制の構築が求められる。

今般の募集は、このコンセプトの実現に資するような提案を公募し、環境未来都市として選定するためのものである。

## (2) 環境未来都市の選定と提案の具体化等

提案については、2. に掲げる「選定基準」に基づき、選定する。施策の集中投入を図る観点から、選定する都市の数は厳選することとする。選定に当たっては、環境未来都市評価・調査検討会による評価（必要に応じてヒアリングも実施する。）を行い、その助言を受ける。

選定するエリアは、原則、市区町村単位とする。複数の地方公共団体が共同で提案する場合等は、個別に相談に応じ、対応する。

選定された都市は、国とも連携しながら提案内容を更に具体化し、計画を策定するとともに、その達成に向けた取組を積極的に実施する。

国は、各環境未来都市の計画の円滑な実施に向けて、「環境未来都市」構想推進関係省庁連絡会議も活用しながら、予算措置（平成23年度は、内閣府から先導的なモデル事業に対する補助金（10億円・2分の1補助）等を予定）の実施、新たな制度的枠組みや支援措置の検討、国内外への成果の発信等を行い、総合的な支援を行う。

## 2. 募集する提案：「環境未来都市」提案に求められる内容（選定基準）

提案は、コンセプトを踏まえて、環境及び超高齢化対応の観点を必ず盛り込むとともに、以下の内容を含むことが必要である。選定に当たっては、①将来ビジョン、②取組内容、③体制の3つの観点から評価を行う。

### ①将来ビジョン

#### a. 魅力度

市民の目線で「暮らしたいまち」、「活力あるまち」と感じることができるか。

（評価の視点）

- ・社会的連帯の回復が志向されているか
- ・生活の質の向上が志向されているか
- ・過度に現状にとらわれず、バックカスティング<sup>1</sup>の発想が有効に機能しているか

#### b. 必然性

地域の自然的社会的条件等の特徴を踏まえたものであると認められるか。

（評価の視点）

- ・地理的特性、人口・人口構成、産業構造、都市構造、歴史、伝統、

<sup>1</sup> 将来の在るべき姿を描き、その実現のために必要なことを具体化すること

文化等が十分に活かされているか（フォアキャスティング<sup>2</sup>の発想が有効に機能しているか）

**c. 適切な課題・目標設定と価値創造性**

コンセプトの実現に向けた、環境、超高齢化対応等に関する課題・目標が適切に設定され、その課題の解決と目標達成の過程で環境価値、社会的価値、経済的価値が総合的に創造され続けるか。

（評価の視点）

- ・ 3つの価値を総合的に捉えて、その創造に資するよう効果的な課題・目標設定がなされているか
- ・ どのような指標を立て、何を、いつまでに目指すのかが具体的であるか
- ・ 長期にわたって、3つの価値が総合的に創造され続けるか
- ・ 3つの価値のすべてが一定以上の水準にあり、それぞれの価値も創造され続けるか
- ・ 需要拡大、雇用創出、国際的課題解決力の強化に資するか

**②取組内容**

**a. 包括性・戦略性**

将来ビジョンの実現に相当程度寄与する包括的かつ戦略的な取組となっているか。

（評価の視点）

- ・ 将来ビジョンの実現に必要と認められる取組が盛り込まれているか（将来ビジョンが絵に描いた餅になっていないか）
- ・ 社会経済システムイノベーションの実践の場として相応しいエリアが設定されているか
- ・ 時間的に急ぐものから取り組むといったビジネスの視点を持ち合わせた戦略的な取組となっているか
- ・ 政策課題の解決策として新たな規制・制度改革等に関する国への提言があるか

**b. 事業性・熟度**

自立的・自律的なモデルが構築される見込みはあるか。またその熟度は高いか。

---

<sup>2</sup> 過去・現在の状況を将来に延長して、必要なことを具体化すること

(評価の視点)

- ・当該都市における取組全体として、将来的に、補助金依存から脱却し、利益を継続的に生み出す仕組みがあるか
- ・普及展開のターゲットがある程度明確化されているか
- ・取組内容の熟度が高いか（先端的な技術・システム等の社会経済システムイノベーションに係る事業の内容の具体化、ボトルネックの明確化、人材の育成等は図られているか）

### c. 本気度

自らが責任を持って取り組む意思はあるか。

(評価の視点)

- ・地域独自の税制・財政・金融上の支援措置等があるか
- ・過度に「国に依存する」・「補助金をもらおう」といった発想になっていないか

## ③体制

### a. 実効性・熟度

実効ある取組を継続的に実施することができる実施主体（※）となっているか、又は、そうなる見込みが高いか。

(評価の視点)

- ・構成員の多様性が確保されているか
- ・構成員間の役割分担・責任分担が明確化されているか
- ・部局間の縦割りによる弊害が生じないような工夫があるか
- ・取組の継続的な運営（安定的なガバナンス）が担保されているか
- ・利益の再配分をすることができるか
- ・住民を始めとしたステークホルダーの理解と協力を得ることができているなど手続きを含め、熟度が高いか

※コンセプトにおいては、産民学（全部又は一部）・地方公共団体によるコンソーシアムを想定

### b. プロジェクトマネジメントの着実な実施

環境未来都市全体の経営的なマネジメントと各プロジェクトの進捗管理的なマネジメントを共に実施できるか。

(評価の視点)

- ・プロジェクトマネジメントの方法論が有効であるか
- ・事業を途中で中止することを判断することができ、そのリスクにつ

- いて正確に評価することができる体制になっているか
- ・強力なリーダーシップを発揮することができるプロジェクトマネージャーが確保されているか、又は、その確保に向けた方針が妥当であるか
- ・プロジェクトマネージャーに必要な権限が付与されているか

### c. 都市間連携・ネットワークの有効活用

国内外の都市間連携・ネットワークを有効に活用し、自らの取組の更なる高度化、創出した成功事例の普及展開の加速化を実現できるか。

(評価の視点)

- ・都市間連携・ネットワークが、今後、有効に機能する見込みであるか
- ・国内外のベストプラクティスを取り込むこと、自ら創出した成功事例を普及展開することについての方策は有効か

## 3. 提案者

- ①地方公共団体（単独又は共同）
- ②地方公共団体と実施主体の一部である民間事業者等が共同で提案する場合には、地方公共団体と当該民間事業者等

※複数の地方公共団体が共同で提案者となる場合、代表となる地方公共団体が1つの提案を提出することも可とする。

## 4. 提案・提出書類の内容

提案に必要な書類（提案書類）は、次のとおりとする。

- ①環境未来都市提案書（様式1）
- ②環境未来都市提案書概要（様式2）
- ③参考資料（必要に応じて添付すること）

評価は、基本的に、提出された①環境未来都市提案書（様式1）（以下「提案書（様式1）」という。）及び②環境未来都市提案書概要（様式2）（以下「提案書概要（様式2）」という。）に記載された内容に基づき行うため、必要な事項はできる限り記載すること。

作成に当たっては、冗長な記載とならないよう、必要な内容を簡潔に記載すること。

なお、提案書（様式1）及び提案書概要（様式2）については、「環境未来都市」構想のホームページ（<http://futurecity.rro.go.jp/koubo/>）にあるファ

イルをダウンロードして使用すること。

(提案書(様式1)の内容)

1. 将来ビジョン

(1) 目指すべき将来像

環境未来都市として目指すべき将来像を市民の目線で定性的に記載すること。

(2) 目指すべき将来像の実現に向けた課題・目標の設定と価値創造

(1) 目指すべき将来像の実現に向けた課題・目標を設定するとともに、それに係る評価指標・数値目標、取組方針、価値創造、地域資源等について記載すること。

環境及び超高齢化対応に関する課題・目標は少なくとも1つずつ設定し、i)～v)の事項を記載すること。この2つ以外の課題・目標を設定する場合には、1つの課題・目標につき、それぞれi)～v)の事項を記載すること。

i) 課題・目標

(1)の環境未来都市として目指すべき将来像を政策的な課題・目標のレベルにブレイクダウンして、定性的に記載すること。その際、提案書(様式1)の注に沿ってテーマを記載すること。

ii) 評価指標及び数値目標

「環境未来都市」構想においては、プロジェクトマネジメントが重要であり、各環境未来都市においてもPDCAサイクルを着実に回す必要がある。本欄は、その際に活用し得る指標と目標を設定するものである。

iii) 課題の解決・目標の達成に向けた取組方針

i)及びii)の実現に向けた中長期的な取組方針について記載すること。2. 取組内容に記載する事項との関係性にも留意すること。

iv) 課題の解決・目標の達成の過程で創造される価値

上記の課題の解決・目標の達成の過程で創造される環境価値、社会的価値、経済的価値について、それぞれ記載すること。

v) 取組の実現を支える地域資源等の概要

環境未来都市における取組を推進するに当たっては、地域の自然的社会的条件等を踏まえたものとするのが重要であることから、関連する地域資源等について記載すること。

(3) 3つの価値の総合的な創造

(2)に記載した課題・目標のうち、複数の課題・目標を一体的に行う等により、環境価値・社会的価値・経済的価値という3つの価値を総合的に創造し、相乗効果や副次的効果が発現されるものについて記載するとともに、長期にわたって3つの価値を創造的に創造し続けていくための方策について記載すること。

2. 取組内容

(1) 5年以内に実施する取組の内容

1. (2)に記載した課題・目標に係る平成23年度以降、平成27年度末までの5年間に実施する予定の取組内容について記載すること。取組内容が複数ある場合には、取組内容ごとに、①～⑧の事項を記載すること。

※平成24年以降の選定を希望する者は、選定年度を初年度とし、その後5年間に実施予定の取組内容を記載すること。

①取組内容

どのような取組を実施するのかできる限り具体的に記載すること。

②実施主体

取組を実施する者についてできる限り具体的に記載すること。

③実施エリア

特定の地区で重点的に行う取組など、当該取組の実施エリアに関する説明事項があれば記載すること。

④事業費・事業規模

「環境未来都市」構想では、自立的・自律的なモデルを構築することが重要であるため、費用対効果の観点を念頭に置いて取組を進める必要がある。そのため、当該取組に係る事業費・事業規模についてできる限り具体的に記載すること。

⑤実施時期

取組の開始時期と期間について記載すること。

⑥当該取組から創出される成功事例とその普及展開の考え方、自立的・自律的モデルの実現可能性

成功事例の具体的なイメージ、普及展開先のイメージ等について記載すること。また、他の取組と一体的に進めることで成功事例を創出する場合等について補足的な説明があれば記載すること。

⑦当該取組を進める上での障壁とその解決を図るために必要な措置に関する国への提言

取組の実施に当たって法令の規定等による制度的な課題等の障壁について、及び、その解決のために必要な措置に関する国への提言について、できる限り具体的に記載すること。

(2) 内閣府補助事業（環境未来都市先導的モデル事業）で実施を希望する事業内容

平成23年度内閣府補助事業で実施を希望する事業がある場合には、事業内容、実施主体、実施エリア、事業費・事業規模等について記載すること。

※平成23年中に環境未来都市の選定を希望する者のみ。

<参考>環境モデル都市先導的モデル事業

- ・平成23年度内閣府予算（総額10億円、2分の1補助）
- ・繰越明許費であるため、平成24年度に繰り越すことも可能。
- ・選定した環境未来都市において、先端的な技術・システム等を複合的に組み合わせるなどの先導的な事業に対する補助。
- ・複数の省庁にまたがるような事業であって、それらを一体的に進めることが必要なものに限って支援。

(3) 地域の責任ある関与（地域において講ずる措置）

地域が独自で講じようとしている補助金等の措置について、できる限り具体的に記載すること。

(4) 取組全体のスケジュール



(1)に記載した取組について、それぞれどのようなスケジュールで実施するののかできる限り具体的に記載し、取組全体のスケジュールを明らかにすること。

併せて、取組の実施エリアの全体像がわかる地図も添付すること。

### 3. 体制

#### (1) 実施主体の実効性と熟度

環境未来都市における取組の実施主体の体制（コンソーシアム）と取組の継続性を担保するための方策について記載すること。

#### (2) プロジェクトマネジメントの着実な実施

プロジェクトマネジメントの方法論、プロジェクトマネージャーの確保に係る考え方を記載すること。

#### (3) 都市間連携・ネットワークの有効活用

都市間連携・ネットワークを活用して、国内外のベストプラクティスを取り込むこと、自ら創出した成功事例を普及展開することについての方策等について記載すること。

#### (提案書概要（様式2）の内容)

- ・ 提案内容の全体を整理するために作成するもの。
- ・ 目指すべき将来像【1. (1)】には、提案書（様式1）の1. (1)に記載した事項を簡潔に記載すること。
- ・ 課題・目標・取組方針【1. (2)】には、提案書（様式1）の1. (2)に記載した課題・目標ごとに、それぞれ、その分類（環境、超高齢化対応又はその他）を選択するとともに、1. (2) i)の課題・目標及びiii)の取組方針に記載した事項を簡潔に記載すること。
- ・ 5年以内に実施する取組内容【2. (1)】には、提案書（様式1）の2. (1)に記載した取組内容に対応する課題・目標ごとに整理して、すべての取組内容を網羅的に記載すること。ただし、それぞれの取組内容の記載に当たっては、2. (1) ①に記載した事項のみを簡潔に記載すること。
- ・ 複数の課題・目標を一体的に進める事項には、提案書（様式1）の1. (3) ①に記載した事項を簡潔に記載すること。

### 5. 留意事項

今回の募集は、コンセプトの実現に資する提案を公募し、環境未来都市とし

て選定するためのものである。そのため、コンセプトを十分に踏まえた提案とすること。

また、総合特区の指定申請を行う又は行った場合には、提案書（様式 1） 1 頁の該当箇所に指定申請する予定の名称又は指定申請した名称を明記すること。環境未来都市及び総合特区の両方に提案・申請し、相互に関連するものについては、評価の過程において、連携を図る予定である。

提案内容に係る事務局への相談については、透明性等の確保の観点から、提案書類が提出された以降は受け付けない。

## 6. 提案書類の提出方法、募集期間等

### （提出方法）

提案書類（提案書（様式 1）、提案書概要（様式 2）及び参考資料）の提出方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

#### ①郵送による提出（特定記録、簡易書留、一般書留のいずれか）

提案書類を 2 部（正本 1 部、副本（正本のコピー） 1 部）及び提案書類の電子データを保存した電子媒体を下記提出先に提出。

#### ②持参による提出

提案書類を 2 部（正本 1 部、副本（正本のコピー） 1 部）及び提案書類の電子データを保存した電子媒体を下記提出先に提出。

### （提出に当たっての留意事項）

①提案書類はすべて片面印刷とすること。

②提出書類は提案書（様式 1）、提案書概要（様式 2）、参考資料の順で、ダブルクリップで綴じること。ホチキスやゼムクリップの使用は避けること。

③提案書類はすべて A 4 サイズとすること。

④提出する電子媒体は CD-R とすること。

⑤電子媒体には、「提出日、提案者名、タイトル」を記載すること。

（例：110905、〇〇市、〇〇〇〇〇）

⑥電子媒体に保存する提案書類の電子データのファイル名は、「提出日、提案者名、提出書類名」とすること。また、保存する電子データの拡張子は、.doc、.docx、.ppt、.pptx、.xls、.xlsx 又は.pdf いずれかの形式とすること。

（例：110905、〇〇市、環境未来都市提案書（様式 1））

⑦郵送により提出する場合は、封筒に「環境未来都市提案書類在中」と朱書きで記載すること。

- ⑧郵送により提出する場合は、特定記録、簡易書留、一般書留のいずれかにより行うこと。なお、こちらから到着した旨の連絡はしないので、到着状況については必要に応じて事務局まで直接問い合わせること。

(募集期間)

平成 23 年中の選定を希望する場合：

平成 23 年 9 月 1 日（木）～平成 23 年 9 月 30 日（金）

※持参による提出の場合は、上記期間の平日の 10:00～17:00 までの間に下記提出先に持参すること。

※平成 24 年以降にも選定を行う予定であり、その募集期間は、別途公表する予定。

※東日本大震災被災地域からの提案については、個別に相談に応じ、対応する。

(募集締切)

平成 23 年中の選定を希望する場合：

①郵送による提出の場合は、平成 23 年 9 月 30 日（金）の消印有効。

②持参による提出の場合は、平成 23 年 9 月 30 日（金）17:00。

(提案書類の扱い)

提出された提案書（様式 1）、提案書概要（様式 2）及び参考資料については、原則公開する。

(提出先)

【宛先】内閣官房地域活性化統合事務局 「環境未来都市」構想担当

【住所】〒100-0014

東京都千代田区永田町 1-11-39 永田町合同庁舎 7 階

7. 問い合わせ先

内閣官房地域活性化統合事務局 「環境未来都市」構想担当

E-mail : [g.futurecity@cas.go.jp](mailto:g.futurecity@cas.go.jp)

電話 : 03-5510-2175 加藤、藤田